

TOSHIBA

Leading Innovation >>>

(第170期定時株主総会招集通知添付書類)

第170期 報告書

自 2008年(平成20年)4月1日
至 2009年(平成21年)3月31日



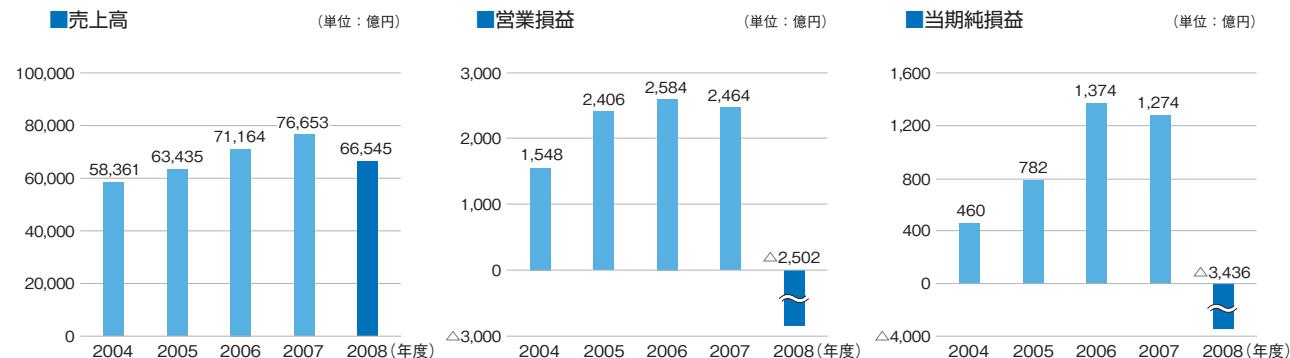
株式会社 **東芝**

証券コード 6502

目次

事業報告	2	貸借対照表	29
連結計算書類	24	損益計算書	30
連結貸借対照表	24	株主資本等変動計算書	31
連結損益計算書	25	個別注記表	32
連結資本勘定計算書	26	会計監査人監査報告書（連結計算書類）	35
連結注記表	26	監査委員会監査報告書（連結計算書類）	36
（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書	28	会計監査人監査報告書	37
計算書類	29	監査委員会監査報告書	38

経営成績の推移（連結）



事業報告 〔自 2008年4月1日 至 2009年3月31日〕



1. 当社グループの事業の状況

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国サブプライム住宅ローン問題に端を発する金融危機が世界的に広がり、第3四半期以降实体经济も大きな影響を受け、景気が急速に悪化しました。米国に加え比較的堅調であった欧州でも景気は悪化に転じ、さらに景気拡大の続いてきた中国を始めとするアジアでも急激に減速した結果、世界経済は未曾有の同時不況に直面しています。

国内経済も、輸出、設備投資等が大幅に減少し、企業収益が大幅に落ち込むとともに、雇用情勢の急速な悪化により個人消費が減少するなど、非常に厳しい局面にあります。

こうした環境下、当社グループは、収益の確保に全社を挙げて取り組みましたが、世界経済の急激な悪化に伴う市場全体の需要の大幅な減少や予想を大きく上回る半導体価格の下落、急激な円高等の影響を受け、売上高は前期比1兆108億円減少し6兆6,545億円になりました。営業損益は、社会インフラ部門が引き続き高い利益水準を維持したものの、半導体事業を中心とする電子デバイス部門、デジタルプロダクツ部門、家庭電器部門、その他部門が大幅に悪化したことにより、前期比4,966億円悪化し2,502億円の損失になりました。継続事業税引前損益は営業外収益が減少したことや有価証券評価損を計上したこと等により前期比5,443億円悪化し2,793億円の損失になり、当期純損益も繰延税金資産の取崩し等により前期比4,710億円悪化し3,436億円の損失になりました。(注)

なお、海外売上高は前期比5,392億円減少し3兆4,237

億円になり、海外売上高比率は前期比1ポイント減の51%になりました。

以上の厳しい経営状況に鑑み、剰余金の配当(期末)に關しましては誠に遺憾ではございますが、見送らせていただきました。

このような業績となりましたことにつきまして、株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

以上の状況を勘案し、当社は、今後の設備投資資金を確保するとともに財務体質の強化を図るため、2009年5月に公募増資、劣後特約付無担保社債の発行を決定しました。

(注)

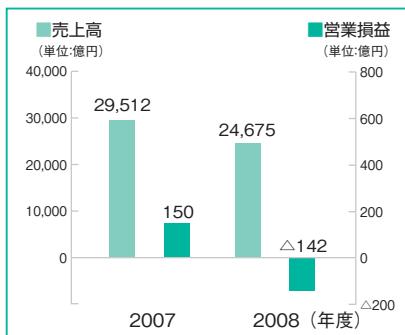
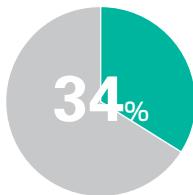
- 当社は、会社法施行規則第120条第2項の規定により、連結計算書類に基づき当社グループの事業の状況に関する事項を記載しています。
- 連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、米国会計基準に準拠して作成しています。部門別のセグメント情報については、米国税務会計基準審議会基準書第131号にかえて連結財務諸表規則第15条の2に準拠して作成しています。営業利益(損失)は、我が国の会計慣行に従い、他の企業との業績比較の有用性のため、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除して算出しています。事業構造改善費用、固定資産売却損益等米国基準では営業損益に含まれる項目を営業外損益として表記しています。
- 本事業報告においては、モバイル放送機が2009年3月末で事業終息したことに伴い、米国税務会計基準審議会基準書第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」に従い、同社の事業は連結計算書類上非継続事業として取り扱われるため、売上高、営業損益、継続事業税引前損益には同社の事業に係る経営成績は含まれておりません。継続事業税引前損益に同社の事業に係る経営成績を加減して当社グループの当期純損益を算出しています。これに伴い、過年度決算も組替表示しています。

部門別の概況

部門	売上高		営業損益	
	億円	前期比 億円	億円	前期比 億円
デジタルプロダクツ	24,675	△4,837	△142	△292
電子デバイス	13,249	△4,136	△3,232	△3,973
社会インフラ	23,962	△228	1,132	△181
家庭電器	6,743	△1,000	△271	△310
その他	3,343	△476	5	△225
セグメント間消去	△5,427	+569	6	+15
合計	66,545	△10,108	△2,502	△4,966

デジタルプロダクツ部門

売上高構成比



デジタルメディア事業は、世界経済の急激な悪化に伴う需要の減少と予想を大きく上回る大幅な価格下落によりテレビ、ハードディスク装置、光ディスク装置を中心に大幅な減収になり、携帯電話事業も携帯電話事業者の販売方式の変更に伴う販売台数の減少により大幅な減収になりました。また、パソコン事業、流通・事務用機器事業も世界的な景気後退の影響を受け減収になりました。この結果、当部門の売上高は前期比4,837億円減少し2兆4,675億円になりました。

損益面では、デジタルメディア事業は、ハードディスク装置が減収により大幅に悪化したものの、製造原価の低減、固定費の削減等によりテレビが改善し、HD DVD事業終息の影響もあり、改善しました。一方で携帯電話事業が減収により大幅に悪化し、パソコン事業、流通・事務用機器事業も減収に伴い大幅な減益になりました。この結果、当部門の営業損益は前期比292億円悪化し142億円の損失になりました。

主要な事業内容

2009年3月31日現在

携帯電話、ハードディスク装置、光ディスク装置、テレビ、プロジェクター、カメラシステム、DVDプレーヤ、DVDレコーダー、パソコン、PCサーバー、ビジネス用電話、POSシステム、複合機等



液晶テレビ「レグザ」



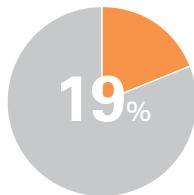
2.5型ハードディスク装置

富士通(株)からのハードディスク装置事業の譲受けについて

当社は、富士通(株)との間でハードディスク装置事業を譲り受けることを2009年4月に合意しました。これにより、当社が高い市場シェアを有する2.5インチ以下の小形ハードディスク装置市場での地位を更に確固たるものにする一方、富士通(株)の強みである企業向け製品の技術を活用することにより、市場でのシェア拡大を目指します。また、当社のNAND型フラッシュメモリ技術に同社の技術を融合させることにより、今後特に成長が期待されるサーバー向けSSD（フラッシュメモリを使用した記憶装置）の開発を推進していきます。

電子デバイス部門

売上高構成比



半導体事業は、NAND型フラッシュメモリの想定を超える価格下落、円高の影響や世界経済の急激な悪化に伴う需要の減少によりメモリ、システムLSIを中心に大幅な減収になり、液晶ディスプレイ事業、部品材料事業も不調で部門全体として大幅な減収になりました。この結果、当部門の売上高は前期比4,136億円減少し1兆3,249億円になりました。

損益面では、半導体事業が減収により大幅な赤字になり、液晶ディスプレイ事業も減収により第3四半期に入り損益が大幅に悪化した結果、当部門の営業損益は前期比3,973億円悪化し3,232億円の損失になりました。

事業体制面では、当社は、米国サンディスク社との製造合併会社が保有する製造設備の一部を総額約1,600億円(当社実質負担額約800億円)をもって取得しました。また、当社グループは、2009年4月に、パナソニック(株)との合併会社である東芝松下ディスプレイテクノロジー(株)につき、抜本的な事業構造改革を迅速に遂行することを目的として、パナソニック(株)の保有する同社株式のすべてを取得しました。

主要な事業内容

2009年3月31日現在

汎用ロジックIC、小信号デバイス、光半導体、
 パワーデバイス、映像情報システムLSI、
 通信・ネットワークシステムLSI、CMOSイメージセンサ、
 マイクロコンピュータ、LCDドライバ、バイポーラIC、
 NAND型フラッシュメモリ、マルチ・チップ・パッケージ、
 液晶ディスプレイ、X線管等



NAND型フラッシュメモリ



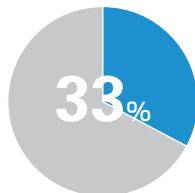
SSD (Solid State Drive)

メモリ事業の強化について

当社は、メモリ事業を成長事業と位置付け集中的に戦略的投資を推進しています。特に今後成長が見込まれるSSDについては、43ナノ(10億分の1)メートルNAND型フラッシュメモリ搭載モデルの量産を2009年4月から開始するとともに、2009年度上期には32ナノメートルNAND型フラッシュメモリの出荷を予定するなど当社の強みである微細化等に関する技術力強化に投資を継続し、市場競争力の強化を図っていきます。

社会インフラ部門

売上高構成比



電力・産業システム事業は、海外向け原子力プラント関係、電力流通システムが好調で増収になったものの、社会システム事業、医用システム事業、ソリューション事業が減収になり、当部門の売上高は前期比228億円減少し2兆3,962億円になりました。

損益面では、電力・産業システム事業、医用システム事業、昇降機事業が引き続き高い利益水準を維持したものの、ソリューション事業が市場環境の急速な悪化に伴う減収等により大幅な減益になり、当部門の営業利益は前期比181億円減少し1,132億円になりました。

事業体制面では、当社は、全社注力事業である新型二次電池 (SCiB™) について、産業用、車載用リチウムイオン電池の将来の需要拡大に備え第二量産工場の新設を計画するとともに、2009年2月にドイツフォルクスワーゲン社とSCiB™を含む電気自動車向けバッテリーシステム等の共同開発推進に関する基本合意書を締結しました。

主要な事業内容

2009年3月31日現在

原子力発電機器、火力発電機器、水力発電機器、電力流通システム、計装制御システム、交通機器、電動機、計器、駅務自動化機器、上下水道システム、道路機器システム、官公庁システム、放送システム、伝送ネットワークシステム、レーダ装置、環境システム、エレベーター、エスカレーター、ITソリューション、X線診断装置、CT装置、MRI装置、超音波診断装置、検体検査装置等



原子力発電用タービン



新型二次電池SCiB™



ガス絶縁開閉装置



X線CT装置

原子力事業の強化について

当社グループは、受注の拡大、積極的な他社との提携の推進、燃料ビジネス事業の推進等により原子力事業の拡大、体制の強化を図っています。

当社は米国テキサス州で改良型沸騰水型原子炉の原子力発電所建設を2基一括受注し、連結子会社であるウェスチ

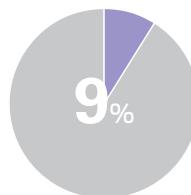
家庭電器部門

ングハウスエレクトリックカンパニー社も米国電力会社から加圧水型原子炉6基分の原子力発電所建設を受注する一方、既に中国で受注した4基分の建設を開始しました。

2008年3月にロシア国営企業アトムエネルギープロム社と相互協力関係の樹立に向けた検討開始に関する基本合意書を締結し、同年6月にはカザフスタン共和国の国営企業であるカザトムプロム社と原子力産業分野における協力推進に関する覚書を締結しました。また、米国における改良型沸騰水型原子力発電所の事業開発会社の持分の一部を取得するとともに、2009年2月には東京電力(株)、国際協力銀行とともにウラン鉱石の採掘、精製、販売を行うカナダのウラニウムワン社の株式の一部を取得する契約を締結しました。同年4月にはウェスチングハウスエレクトリック英国社が原子燃料工業(株)の株式の一部を取得することに合意しました。

今後も、沸騰水型と加圧水型の両炉型を持つ強みを生かし、世界市場における原子力リーディングカンパニーとして事業を積極的に展開していきます。

売上高構成比



主要な事業内容

2009年3月31日現在

冷蔵庫、洗濯乾燥機、洗濯機、調理器具、クリーナー、管球、放電灯、照明器具、産業用照明部品、空調機器、コンプレッサー、電池等



ドラム式洗濯乾燥機



冷凍冷蔵庫

世界経済の急激な悪化の影響を受け、家電事業、照明事業、空調事業が大幅な減収になり、当部門の売上高は前期比1,000億円減少し6,743億円になりました。

損益面では、家電事業、照明事業、空調事業が減収により大幅に悪化し、当部門の営業損益は前期比310億円悪化し271億円の損失になりました。

なお、事業体制面では、2010年を目処に一般電球の製造を中止することとしました。今後は環境型製品である電球形蛍光ランプ、LED照明のラインアップを拡充し、更なる普及の拡大を図ります。

その他部門

売上高構成比



主要な事業内容

2009年3月31日現在

物流サービス等

売上高は前期比476億円減少し3,343億円になり、営業利益も前期比225億円減少し5億円になりました。

事業の集中と選択の観点から、当社グループが全額出資していた東芝不動産(株)の株式のうち65%を野村不動産ホールディングス(株)に売却しました。

独禁法違反事件について

2005年度までに札幌市が発注した下水道電気設備工事について当社を含む重電事業者9社が入札談合を行っていたとして、当社を除く8社が独占禁止法に基づく排除措置命令を受け、当社の関与も認定されました。これに伴い2009年4月に当社は建設業法に基づき一部の営業停止処分を受けました。当社はこの事実を厳粛に受け止め、遵法施策を更に徹底し、違法な受注行為の根絶と信頼回復に努めてまいります。

(2)当社グループの資金調達状況

設備投資等の資金は、主として自己資金、借入金をもって充当しました。

なお、当社は2008年12月にシンジケートローンにより2,000億円を調達しました。

(3)当社グループの設備投資状況

部 門	設備投資額 (発注ベース)
デジタルプロダクト	397 億円
電 子 デ バ イ ス	2,485
社 会 イン フ ラ	904
家 庭 電 器	214
そ の 他	252
合 計	4,252

	部 門	設備概要
当期取得の主要設備	電子デバイス	・システムLSI製造設備(ソニー(株)等から取得) ・NAND型フラッシュメモリ製造設備(Flash Alliance(有)、Flash Partners(有)から取得)



	部門	設備概要
当期完成の 主要設備	デジタルプロダクツ	・ハードディスク装置製造設備（当社青梅事業所等）
	電子デバイス	・NAND型フラッシュメモリ製造建家内装・動力設備（当社四日市工場）
	社会インフラ	・新型二次電池製造設備（当社府中事業所佐久分工場）
当期発注の 主要設備	電子デバイス	・液晶ディスプレイ製造設備（東芝松下ディスプレイテクノロジー株）
	社会インフラ	・原子力増産体制整備（当社京浜事業所） ・火力発電機器製造建家、建家内装・動力設備（インド） ・産業用モータ製造建家、建家内装・動力設備（ベトナム）

設備投資につきましては、発注ベースで4,252億円と、当初計画の投資額6,560億円から2,308億円削減しました。電子デバイス部門では、NAND型フラッシュメモリ製造装置の増強、次期新棟の建設、液晶ディスプレイ製造設備等の投資計画を一部見直すことにより、1,645億円削減しました。

なお、上記設備投資額には、持分法適用会社であるFlash Alliance(有)等が実施した投資のうち当社分の267億円が含まれています。

(4)当社グループの研究開発の状況

主な研究開発の成果は、以下のとおりです。

最新のCPUを搭載した世界最軽量ノートパソコンを商品化（デジタルプロダクツ部門）

長時間のバッテリー駆動が可能で、堅牢性、拡張性等を兼ね備えた世界最軽量のノートパソコンを商品化しました。最新のCPUを採用するとともに、当社独自開発のSSDの使用により少ない消費電力で高速のデータ処理ができ、耐久性も向上しています。

世界最小のワンセグ受信ワンチップLSIを開発（電子デバイス部門）

携帯機器市場では、ワンセグ放送受信機能の標準搭載が進み、部品の低消費電力化、小形化とともにワンセグ受信感度の向上が求められている中で、最大48%（当社従来比）の省電力化と独自の妨害波検出機能により受信感度向上の双方を実現した、世界最小のワンセグ受信用LSIを携帯電話等のワンセグ対応携帯機器向けに開発しました。

業界最高水準の二酸化炭素分離、回収技術を開発（社会インフラ部門）

これまでの基礎研究、小規模試験装置による実験を通して、経済効率性が高く、少ないエネルギーで二酸化炭素を分離、回収できる業界最高水準のCCS技術（火力発電所等から排出される二酸化炭素を分離、回収し地中等に貯留する技術）の確立に成功しました。2009年3月には福岡県の発電所内においてパイロットプラントの建設に着工し、CCS技術の実用化を加速させるための実証試験を進めています。

水銀を使用しないセラミックメタルハライドランプを開発（家庭電器部門）

水銀の代替物質を採用するとともに放電管、電極構造を改良することにより、水銀を使用せずに高い発光効率と、自然光に近い発光を維持することができるセラミックメタルハライドランプを開発しました。環境保全への取組みの一環として商品化に向けた技術開発を継続していきます。

(5)当社グループの対処すべき課題

世界経済の急激な悪化により当社グループを取り巻く事業環境は急激かつ大幅に悪化しており、今後の動向も不透明であると思われます。

このような景気の状態を踏まえ、2009年度においては売上が増加しなくとも利益確保が可能な強靱な収益体質へ



の転換を図るとともに、市況回復時に即応できる事業体制を構築することを目的として、2009年1月に公表した「収益改善に向けた体質改革プログラム」に沿って以下を着実に実行していきます。

ア. 成長事業への集中と選択の加速

1) メモリ事業への戦略的投資

NAND型フラッシュメモリでは、今後の市況回復に備えて、特に成長が見込まれるSSDについてサーバー市場に参入して市場拡大に注力していくとともに、更なる微細化実現のための投資を継続して生産性を向上させていきます。

2) 社会インフラ部門の強化

原子力事業では、受注拡大とともに、規模拡大に対応した体制強化、原子力燃料ビジネスの事業推進を行い、他社との提携、M&Aを含め、世界市場における原子力リーディングカンパニーとして体制強化、事業拡大を目指します。電力・産業システム事業、社会システム事業、昇降機事業、医用システム事業においても、他社との提携、M&Aによる事業拡大を検討するとともに、事業のグローバル化を推進します。

3) 新規事業の育成・強化

SCiB™、小型燃料電池、太陽光発電システム、LED照明等新照明システム事業等の新規事業の規模を拡大していきます。また、CCS事業の早期事業化を図ります。

イ. 課題事業における事業構造改革

1) 個別半導体事業、システムLSI事業

製造体制の再編等に加え、抜本的構造改革を実施するとともに、固定費の削減を推進します。

2) 液晶ディスプレイ事業

低温ポリシリコン製品に経営資源を集中させ、不採算製造ラインの停止、縮小や人員の再配置等の人的施策を行っています。

3) その他の事業

携帯電話事業では、スマートフォンに参入するとともに、事業構造改革を推進していきます。また、家庭電器事業についても、拠点再編等の事業構造改革を推進するとともに収益力の強化に努めます。

ウ. 体質強化に向けた全社施策

1) 徹底した固定費の削減

研究開発費の抑制、設備投資の抑制、人的施策等により、当期に対し2009年度は総固定費3,000億円の削減の着実な達成を目指します。

2) 利益造出に向けた基盤強化

調達コストの削減を進めるとともに、開発力、製造力を強化し、当期と比べ生産性を改善することを目指していきます。社会インフラ事業では、海外事業の更なる拡大を推進していきます。

当社グループは、「収益改善に向けた体質改革プログラム」を断行した上で、①利益ある持続的成長の実現、②イノベーションの乗数効果の発揮、③CSR経営の遂行、④グローバル人財の育成という経営方針の4つの柱を推進し、今後更に成長事業、全社注力事業への経営資源の集中と選択による戦略的投資を加速していきます。

さらに、投資対象の厳選、適正化等、資金管理を徹底することにより支払資金を抑制するとともに、現金回収サイクルを短縮することにより運転資金収支の改善を図ります。当社グループは、これらの施策の実行により借入金残高の圧縮を図るとともに強固な財務体質の確立を目指していきます。

極めて厳しい事業環境下、当社グループは、収益を改善し再び利益ある持続的成長を実現するために全力を尽くしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。



2. 当社グループの損益及び財産の状況の推移

(1)当社グループ（連結）

区 分	第167期	第168期	第169期	第170期（当期）
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
売 上 高(億円)	63,435	71,164	76,653	66,545
当 期 純 利 益(億円)	782	1,374	1,274	△3,436
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	24円32銭	42円76銭	39円46銭	△106円18銭
総 資 産(億円)	47,271	59,320	59,356	54,532

(2)当 社（単独）

区 分	第167期	第168期	第169期	第170期（当期）
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
売 上 高(億円)	32,575	35,449	36,856	32,138
当 期 純 利 益(億円)	227	724	692	△1,232
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	7円6銭	22円52銭	21円43銭	△38円7銭
総 資 産(億円)	27,422	33,735	35,876	35,460

3. 当社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指しています。

当期の剰余金の配当（中間）につきましては、既に1株につき5円を実施しましたが、景気の急速な後退に伴う業績の悪化の結果、剰余金の配当（期末）は無配とすることを決定しました。

4. 重要な当社グループ会社の状況

2009年3月31日現在

部門	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
デジタル プロダクツ	東 芝 テ ッ ク (株)	39,971 <small>百万円</small>	52.9%	流通・事務用機器の開発、設計、製造、販売、保守	東京都 品川区
	東芝アメリカビジネス ソリューション社	307,673 <small>千ドル</small>	100.0	米国における事務用機器の製造、販売	米国
電子デバイス	東芝松下ディスプレイ テクノロジー(株)	10,000 <small>百万円</small>	60.0	液晶ディスプレイ、有機EL等の開発、設計、製造、販売	東京都 港区
	アドバンスト・フラット・ パネル・ディスプレイ社	472,584 <small>千シンガポールドル</small>	100.0	液晶ディスプレイ等の製造	シンガポール
社会インフラ	東芝プラントシステム(株)	11,876 <small>百万円</small>	61.6	電力システム、原子力システム、社会・産業システムのエンジニアリング、施工、試験、調整、保守、サービス	東京都 大田区
	東 芝 エ レ ベ ー タ (株)	21,408 <small>百万円</small>	80.0	エレベーター、エスカレーター等昇降機の開発、設計、製造、販売、据付、保守、改修、リニューアル及びビル関連設備の総合管理	東京都 品川区
	東 芝 ソ リ ュ ー シ ョ ン (株)	23,500 <small>百万円</small>	100.0	IT関連ソリューションのコンサルティング、構築、開発、設計、販売、保守、運用管理、関連工事、外注業務受託	東京都 港区
	東芝メディカル システムズ(株)	20,700 <small>百万円</small>	100.0	医療用機器、医療情報システムの開発、設計、製造、販売、保守	大田原市
	東芝原子力エナジー ホールディングス(米国)社	4,000,000 <small>千ドル</small>	67.0	原子力事業にかかわる持株会社	米国
	東芝原子力エナジー ホールディングス(英国)社	1,400,000 <small>千ドル</small>	67.0	原子力事業にかかわる持株会社	英国
	東芝アメリカメディカル システムズ社	352,250 <small>千ドル</small>	100.0	米国における医療用機器、医療情報システムの販売、保守	米国
家庭電器	東芝コンシューマエレクトロニクス・ ホールディングス(株)	14,500 <small>百万円</small>	100.0	家庭電器部門のグループ会社を統括、管理、支援する統括会社	東京都 千代田区
そ の 他	東 芝 ア メ リ カ 社	840,050 <small>千ドル</small>	100.0	米国事業統括会社の持株会社	米国
	東芝インターナショナル ファイナンス英国社	5,000 <small>千スターリングポンド</small>	100.0	欧州における海外現地法人に対する融資、海外事業の金融に関する援助	英国
	東芝キャピタル・アジア社	4,000 <small>千シンガポールドル</small>	100.0	アジア、オセアニア地域における海外現地法人に対する融資、海外事業の金融に関する援助	シンガポール
	東芝国際調達台湾社	26,000 <small>千台湾ドル</small>	100.0	パソコン、関連部品等の調達、輸出	台湾

- (注) 1. 上記16社を含む米国会計基準に基づく連結子会社は537社、持分法適用会社は199社です。重要な持分法適用会社には、池上通信機(株)、芝浦メカトロニクス(株)、東芝機械(株)、(株)トプコンがあります。
2. 当社は、2009年4月28日、パナソニック(株)から同社保有の東芝松下ディスプレイテクノロジー(株)の全株式を取得しました。これに伴い、東芝松下ディスプレイテクノロジー(株)は、商号を東芝モバイルディスプレイ(株)に変更します。
3. 東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社は、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社の持分の全部を実質的に所有しています。



5. 当社の株式及び新株予約権の状況

2009年3月31日現在

(1)発行可能株式総数	10,000,000,000株
(2)発行済株式の総数	3,237,602,026株
(3)株主総数	462,649名
(4)大株主	

株主名	所有株式数	議決権比率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4G)	178,380 ^{千株}	5.5%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	177,005	5.5
第一生命保険(組)	115,159	3.6
日本生命保険(組)	110,352	3.4
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	98,581	3.1
東芝持株会	56,112	1.7
日本興亜損害保険(株)	51,308	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4)	51,212	1.6
(株)三井住友銀行	51,003	1.6
(株)みずほコーポレート銀行	50,900	1.6

(注) 発行済株式の総数の10%以上の株式を所有する株主はいません。

(5)所有者別議決権比率

区分	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他
					個人以外	個人	
比率	0.0 [%]	39.6	1.2	4.9	14.9	0.0	39.4

(6)新株予約権

新株予約権の名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	新株予約権の 発行価額
2009年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(2004年7月21日発行)	4,142 ^個	普通株式 70,562,180 ^株	無償
2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(2004年7月21日発行)	9,501	普通株式 175,295,202	無償

6. 当社グループの主要な借入先

2009年3月31日現在

借入先	借入金残高
(株)三井住友銀行	2,559 ^{億円}
(株)みずほコーポレート銀行	2,416
(株)三菱東京UFJ銀行	1,819

7. 当社役員の氏名、担当等

2009年3月31日現在

(1)取締役

	担 当	他の法人等の代表、兼職状況	
取 締 役 会 長	岡 村 正	指名委員会委員、報酬委員会委員	日本商工会議所会頭、東京商工会議所会頭
取 締 役	西 田 厚 聡	報酬委員会委員	
取 締 役	室 町 正 志		
取 締 役	能 仲 久 嗣		
取 締 役	佐々木 則 夫		
取 締 役	村 岡 富 美 雄		
取 締 役	並 木 正 夫		
取 締 役	谷 川 和 生		
取 締 役	古 口 榮 男	監査委員会委員長	
取 締 役	小 林 利 治	監査委員会委員	
社 外 取 締 役	清 水 湛	指名委員会委員長、監査委員会委員	東京証券取引所自主規制法人理事、弁護士
社 外 取 締 役	古 沢 熙 一 郎	報酬委員会委員長、監査委員会委員	中央三井トラスト・ホールディングス(株)取締役会長
社 外 取 締 役	平 林 博	監査委員会委員、報酬委員会委員	(財)日印協合理事長、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授
社 外 取 締 役	佐々木 毅	指名委員会委員、報酬委員会委員	学習院大学法学部政治学科教授、(財)明るい選挙推進協会会長、(社)国土緑化推進機構理事長、(財)ラオ国際交流センター会長

- (注) 1. 取締役佐藤芳明、同庭野征夫、同米澤敏夫、同笠貞純の4氏は、2008年6月25日開催の第169期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
2. 取締役室町正志、同能仲久嗣、同佐々木則夫、同並木正夫の4氏は、第169期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
3. 監査委員会委員古沢熙一郎氏は金融業務を長年担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。



(2) 社外取締役

① 他の会社の業務執行者、社外役員の兼任状況

氏名	会社名	役職名
清水 滉	東日本高速道路(株)	社外監査役
	(株)横浜銀行	社外監査役
古沢 熙一郎	中央三井トラスト・ホールディングス(株)	代表取締役、取締役会長
	アサガミ(株)	社外取締役
平林 博	富士フィルムホールディングス(株)	社外監査役
	(株)エヌエイチケイプロモーション	社外取締役
佐々木 毅	三井物産(株)	社外取締役
	オリックス(株)	社外取締役
	東日本旅客鉄道(株)	社外取締役

(注) 当社は、中央三井トラスト・ホールディングス(株)及びその子会社から成る中央三井トラスト・グループとの間に継続的な取引関係があります。また、中央三井トラスト・グループは当社の株式を所有しています。

② 主な活動状況

当期は取締役会が15回、監査委員会が12回開催され、社外取締役は適宜必要な発言を行いました。取締役会の決議案件については、事前に担当のスタッフ等から内容の説明を受け、また、毎月開催の執行役の連絡会議に出席し、執行役との意思疎通、情報共有に努め

ました。

監査委員である社外取締役については専任の監査委員会室スタッフからサポートを受け、指名委員、報酬委員である社外取締役については担当のスタッフ等から必要に応じてサポートを受けました。

氏名	個々の活動状況
清水 滉	取締役会に15回、監査委員会に11回出席しました。法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
古沢 熙一郎	取締役会に12回、監査委員会に11回出席しました。金融の専門家、経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
平林 博	取締役会に14回、監査委員会に11回出席しました。在外公館の査察担当大使を含む外交官としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
佐々木 毅	取締役会に15回出席しました。政治学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。

③ 責任限定契約

当社は、清水滉、古沢熙一郎、平林博、佐々木毅の4氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低

責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

(3) 執行役

		担 当	他の法人等の代表、兼職状況
代表執行役社長(*)	西 田 厚 聡		
代表執行役副社長(*)	室 町 正 志	代表執行役社長補佐、電子デバイス事業グループ分担、新照明システム事業統括担当、新映像デバイス統括担当、品質統括本部長、生産統括グループ担当	東芝杭州社董事長、東芝大連社董事長
代表執行役副社長(*)	能 仲 久 嗣	代表執行役社長補佐、デジタルプロダクツ事業グループ分担、新DVD統括担当、CSR本部長	
代表執行役副社長(*)	佐々木 則 夫	代表執行役社長補佐、社会インフラ事業グループ分担、イノベーション推進本部長、輸出管理グループ担当	ティーエスピー原子力エネルギーインベストメント米国社取締役社長
代表執行役専務(*)	村 岡 富美雄	財務グループ担当	
執行役専務(*)	並 木 正 夫	戦略企画グループ担当、情報・セキュリティグループ担当	
執行役専務	横 田 親 廣	コンシューマエレクトロニクス事業グループ分担	東芝コンシューマエレクトロニクス・ホールディングス(株)取締役社長
執行役専務	田 井 一 郎	技術統括グループ担当	
執行役専務(*)	谷 川 和 生	ネットワークサービス事業統括担当、危機管理対策プロジェクトチームプロジェクトマネージャー、法務グループ担当、人事グループ担当	
執行役専務	前 田 義 廣	営業統括グループ担当	
執行役上席常務	藤 井 美 英	デジタルメディアネットワーク社社長	
執行役上席常務	森 安 俊 紀	自動車システム事業統括担当	
執行役上席常務	齋 藤 昇 三	セミコンダクター社社長	(株)半導体先端テクノロジーズ取締役会長
執行役上席常務	下 光 秀二郎	PC&ネットワーク社社長	
執行役上席常務	田 中 久 雄	調達グループ担当	東芝国際調達台湾社董事長
執行役上席常務	渡 辺 敏 治	社会システム社社長	
執行役上席常務	北 村 秀 夫	電力流通・産業システム社社長	
執行役常務	吉 田 信 博	技術企画室長	
執行役常務	渡 辺 通 春	総合営業推進部長	



		担 当	他の法人等の代表、兼職状況
執行役常務	岩 間 耕 二	セミコンダクター社副社長	
執行役常務	新 倉 諭	欧州総代表	東芝ヨーロッパ社取締役社長
執行役常務	谷 敬 造	セミコンダクター社副社長	
執行役常務	三 浦 秀 巳	ディスプレイ・部品材料統括統括責任者	
執行役常務	吉 岡 照 治	デジタルメディアネットワーク社副社長	
執行役常務	岡 本 光 正	モバイルコミュニケーション社社長	
執行役常務	山 森 一 毅	デジタルメディアネットワーク社副社長	
執行役常務	川 下 史 朗	関西支社長	(株)電子会館代表取締役副社長
執行役常務	仲 田 隆 一	電力流通・産業システム社副社長	
執行役常務	真 田 勉	PC&ネットワーク社副社長	
執行役常務	須 藤 亮	研究開発センター所長	東芝欧州研究所取締役会長
執行役常務	久 保 誠	経営監査部長	
執行役常務	五十嵐 安 治	電力システム社社長	
執行役常務	齋 藤 浩	輸出管理部長	
執行役常務	和 泉 敦 彦	電力システム社副社長	
執行役常務	深 串 方 彦	米州総代表	東芝アメリカ社取締役会長、東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社社長、東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社社長
執行役常務	小 林 清 志	セミコンダクター社メモリ事業部長	
執行役常務	各 務 正 一	セミコンダクター社システムLSI事業部長	

- (注) 1. *は取締役を兼務しています。
2. 執行役常務木村俊一氏は、2008年4月30日付をもって辞任しました。
3. 代表執行役副社長古口榮男、同佐藤芳明、同庭野征夫、同米澤敏夫、執行役専務東実、執行役常務小林俊介、同内池亨、同有信睦弘の8氏は、2008年6月25日開催の第169期定時株主総会後に最初に招集された取締役会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
4. 執行役専務前田義廣、執行役常務川下史朗、同仲田隆一、同真田勉、同須藤亮、同久保誠、同五十嵐安治、同齋藤浩、同和泉敦彦、同深串方彦、同小林清志、同各務正一の12氏は、第169期定時株主総会後に最初に招集された取締役会において新たに選任され就任しました。

5. 2009年4月に次のとおり変更しました。

		担 当	他の法人等の代表、兼職状況
代表執行役副社長	能 仲 久 嗣	代表執行役社長補佐、デジタルプロダクツ事業グループ分担、CSR本部長、スペンドマネジメント推進プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	
執行役上席常務	田 中 久 雄	スペンドマネジメント推進プロジェクトチームサブプロジェクトマネージャー、調達グループ担当	東芝国際調達台湾社董事長

6. 2009年5月に次のとおり変更しました。

		担 当	他の法人等の代表、兼職状況
執行役専務	横 田 親 廣	代表執行役社長附	
執行役専務	前 田 義 廣	コンシューマエレクトロニクス事業グループ分担、営業統括グループ担当	

8. 当社役員の報酬内容の決定方針、報酬の支払額

(1) 報酬内容の決定方針

当社は、報酬委員会において以下のとおり当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督であることから、取締役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させることを主眼に決定することを基本方針としています。

執行役の職務は担当する部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、執行役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定報酬・業績連動報酬のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。

① 取締役に対する報酬

- ・ 執行役を兼務しない取締役の報酬については、常勤、非常勤の別、取締役の職務の内容に応じた額を固定

報酬として支給します。

- ・ 執行役を兼務する取締役に対しては、②に定める執行役に対する報酬のほかに、取締役固定報酬を支給します。

② 執行役に対する報酬

- ・ 執行役に対する報酬は、代表執行役社長、代表執行役副社長等の役位に応じた基本報酬と、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬としています。
- ・ 職務報酬の40%ないし45%分については、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍（不支給）から2倍までの範囲で変動させます。

③ 水準について

優秀な経営人材を確保し、グローバル企業に相応しい報酬水準を決定します。具体的決定に当たっては上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び従業員の処遇水準をも勘案しています。



(2)当期に係る報酬等の額

区 分	人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	18人 (4)	292百万円 (61)
執 行 役	46	1,197

(注) 執行役の報酬等の額には、前期に退任した執行役の報酬のうち退任後に支給した業績連動報酬の一部が含まれています。

9. 当社の会計監査人の状況

(1)当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 1. 重要な当社グループ会社のうち、東芝アメリカビジネスソリューション社、アドバンスト・フラット・パネル・ディスプレイ社、東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社、東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社、東芝アメリカメディカルシステムズ社、東芝アメリカ社、東芝インターナショナルファイナンス英国社、東芝キャピタル・アジア社、東芝国際調達台湾社は、新日本有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けています。

2. 2008年7月に有限責任監査法人に移行したことに伴い、新日本監査法人は新日本有限責任監査法人になりました。

(2)当社グループが当社の会計監査人に支払うべき財産上の利益等

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	計
当 社	912百万円	22百万円	934百万円
当 社 連 結 子 会 社	544	49	593
計	1,456	71	1,527

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬と金融商品取引法上の監査に対する報酬とを区別していないため、監査証明業務に基づく報酬にはその合計額を記載しています。

(3)非監査業務の内容

新日本有限責任監査法人から金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価に関する助言を受けています。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ①監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員の全員の同意によって、会計監査人を解任します。
- ②監査委員会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定します。
 - ア. 会計監査人が法令違反による行政処分を受けた場合
 - イ. 会計監査人が日本公認会計士協会の定めるところによる処分等を受けた場合
 - ウ. 会計監査人から監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合
 - エ. 会計監査の適正化及び効率化等を図る場合

10. 当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等

(1)業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

- ①執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。
 - イ. 取締役会は、経営監査部長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
 - ウ. 監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、経営監査部長から経営監査結果の報

告を受ける。

- エ. 監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

- ②執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

- イ. 執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. Chief Risk – Compliance Management Officer（以下、CRO という。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。

- イ. 執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

- ④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。

- イ. 取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。

- ウ. 執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。



- エ. 執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。
 - オ. 執行役は、月次報告会、業績評価委員会等により、年度予算の達成フォロー、適正な業績評価を行う。
 - カ. 執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
 - ウ. 担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。
- ⑥株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ行動基準」を採択、実施するよう要請する。
 - イ. 当社は、子会社に対し、その事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」に基づき当社に通知するよう要請する。
 - ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進するよう要請する。
 - エ. 当社は、子会社に対し、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査体制を構築するよう要請する。

オ. 当社は、必要に応じ子会社の経営監査を実施する。

(2)監査委員会の職務の執行のために必要な事項

取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

- ①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助するため5名程度で構成される監査委員会室を設置し、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ②監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会室の所属従業員の人事について、監査委員会と事前協議を行う。
- ③執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
ア. 執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対し都度報告を行う。
イ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。
イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。
ウ. 経営監査部長は、期初に経営監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、経営監査結果を監査委員会に都度報告する。



- 工. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 担当執行役は、中間・期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。
- カ. 代表執行役社長は、経営監査部長の他の執行役、部門からの独立性確保に留意し、経営監査部長の人事について、監査委員会に事前連絡、説明を行う。

11. 当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

(1)基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた構造改革を引き続き

継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。また、当社グループは、激しい競争を勝ち抜くために、経営スピードを更に上げ、市場をリードしていきます。そのために差異化商品を次々と生み出し、強靱な収益体質を築き上げます。

当社グループが持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域の社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任(CSR)を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠です。当社グループは、引き続き法令遵守、人権尊重、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2006年6月開催の定時株主総会における基本的考え方についての株主の皆様のご承認の下、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手續を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い3名以上の社外取締役のみで構成する特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家等の助言を独自に得た上で、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手續を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措



置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役に勧告し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

(4)本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社社員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

①株主意思の反映

本プランは、その基本的考え方につき2006年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入しています。

②独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

③本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

- (注) 1. 以上は買収防衛策の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト (http://www.toshiba.co.jp/about/press/2006_04/pr_j2802.htm) をご参照ください。
2. 本プランは2009年6月24日開催予定の第170期定時株主総会の終結の時をもって有効期間満了となりますので、同総会において本プランの更新を提案しています（第170期定時株主総会招集ご通知ご参照。）。

12. 当社グループの従業員の状況 2009年3月31日現在

部 門	従 業 員 数
デジタルプロダクツ	47,757 ^人
電 子 デ バ イ ス	35,178
社 会 イ ン フ ラ	74,172
家 庭 電 器	26,959
そ の 他	11,967
全 社 (共 通)	3,423
計	199,456

(注) 当社の従業員数は、33,520名です。

13. 当社グループの主要な事業所

2009年3月31日現在

(1) 当 社

部 門	主要な事業所	
全 社	営業所	本社事務所（東京都港区）、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、首都圏支社（さいたま市）、首都圏南支社（横浜市）、北陸支社（富山市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）
	研究所等	研究開発センター（川崎市）、ソフトウェア技術センター（同）、生産技術センター（横浜市）、横浜事業所（同）、姫路工場（姫路市）
デジタルプロダクツ	研究所	コアテクノロジーセンター（青梅市）、PC開発センター（同）
	工 場	深谷工場（深谷市）、青梅事業所（青梅市）、日野工場（日野市）
電子デバイス	研究所	半導体研究開発センター（川崎市）、プロセス技術推進センター（横浜市）
	工 場	マイクロエレクトロニクスセンター（川崎市）、四日市工場（四日市市）、北九州工場（北九州市）、大分工場（大分市）
社会インフラ	研究所	電力・社会システム技術開発センター（横浜市）、磯子エンジニアリングセンター（同）
	工 場	府中事業所（東京都府中市）、小向工場（川崎市）、浜川崎工場（同）、京浜事業所（横浜市）、三重工場（三重県朝日町）

(2) 当社グループ会社

重要な当社グループ会社及びその所在地は、「4. 重要な当社グループ会社の状況」に記載のとおりです。

以 上



■連結貸借対照表 (2009年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
流 動 資 産	2,720,631
現金及び現金同等物	343,793
受取手形及び売掛金	1,083,386
受取手形	64,260
売掛金	1,038,396
貸倒引当金	△19,270
棚卸資産	758,305
短期繰延税金資産	141,008
前払費用及びその他の流動資産	394,139
長期債権及び投資	534,853
長期受取債権	3,987
関連会社に対する投資及び貸付金	340,756
投資有価証券及びその他の投資	190,110
有形固定資産	1,089,579
土地	98,116
建物及び構築物	996,709
機械装置及びその他の有形固定資産	2,698,626
建設仮勘定	114,617
減価償却累計額	△2,818,489
その他の資産	1,108,162
長期繰延税金資産	352,948
その他	755,214
資 産 合 計	5,453,225

負 債 の 部	
流 動 負 債	3,067,773
短期借入金	747,971
1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金	285,913
支払手形	40,291
買掛金	963,573
未払金及び未払費用	366,219
未払法人税等及びその他の未払税金	38,418
前受金	268,083
その他の流動負債	357,305
固定負債	1,626,171
社債及び長期借入金	776,768
未払退職及び年金費用	719,396
その他の固定負債	130,007
負債の部合計	4,693,944
少数株主持分	311,935
資 本 の 部	
資 本 金	280,281
発行可能株式総数	10,000,000,000株
発行済株式数	3,237,602,026株
資本剰余金	291,137
利益剰余金	395,134
その他の包括損失累計額	△517,996
自己株式(取得原価)	△1,210
	1,910,852株
資本の部合計	447,346
契約債務及び偶発債務	
負債、少数株主持分及び資本合計	5,453,225



■連結損益計算書 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)

(単位：百万円)

売上高及びその他の収益	6,830,469
売上高	6,654,518
受取利息及び配当金	19,432
持分法による投資利益	9,596
その他の収益	146,923
売上原価及び費用	7,109,721
売上原価	5,366,087
販売費及び一般管理費	1,538,617
支払利息	33,693
その他の費用	171,324
継続事業からの税金等調整前当期純損失	△279,252
法人税等	54,323
当年度分	52,308
繰延税金	2,015
継続事業からの少数株主損益控除前当期純損失	△333,575
少数株主損益	△3,795
継続事業からの当期純損失	△329,780
非継続事業からの当期純損失(税効果後)	△13,779
当期純損失	△343,559



■連結資本勘定計算書 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括 損失累計額	自己株式	合計
2008年3月31日現在残高	280,126	290,936	774,461	△322,214	△1,044	1,022,265
包括利益 (△損失)						
当期純損失			△343,559			△343,559
その他の包括利益 (△損失)、税効果控除後						
未実現有価証券評価損益				△31,822		△31,822
外貨換算調整額				△105,221		△105,221
年金負債調整額				△57,739		△57,739
未実現デリバティブ評価損益				△1,000		△1,000
包括損失						△539,341
配当金			△35,592			△35,592
転換社債型新株予約権付社債の転換及びその他	155	201				356
自己株式の取得及び処分 (純額)			△176		△166	△342
2009年3月31日現在残高	280,281	291,137	395,134	△517,996	△1,210	447,346

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同項の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

(2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは時価のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

(3) 投資有価証券及びその他の投資

米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券投資の会計処理」に準拠し、市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益 (損失) 累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。

(4) 有形固定資産の減価償却方法

栃東芝及び国内子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として見積残存価額を備忘価額とする250%定率法を採用しています。海外子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

2008年4月1日より栃東芝及び国内子会社の一部の製造設備について耐用年数の見直しを行い、当期より耐用年数を短縮しました。これは当社製品の国際競争の激化により、製造設備の経済的耐用年数が実質的に短くなっていると認められた事によるものです。この変更により、従来の方と比較して継続事業からの税金等調整前当期純損失及び継続事業からの当期純損失は、それぞれ6,024百万円及び3,953百万円悪化しています。

(5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローに基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

(6) のれん及びその他の無形資産

米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。

耐用年数が明らかな無形資産については、それぞれの見積耐用年数にわたって償却しています。

(7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が計上されます。

(8) 未払退職及び年金費用

当社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。当該制度での勤務費用は未払計上されます。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損失についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

(9) 株当たり当期純損失

基本的1株当たり当期純損失は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。希薄化後1株当たり当期純損失は、逆希薄化効果のある場合を除き、新



株子約権の行使により普通株式が発行されることになった場合に生じる希薄化効果を前提として計算されます。

(10)新会計基準

当社は、2008年4月1日より開始する連結会計年度から米国財務会計基準審議会基準書第157号「公正価値の測定」(以下「基準書第157号」という。)を適用しました。基準書第157号は、公正価値を、市場参加者との通常の取引において、資産の売却の対価として受け取る価格、または負債の移転の対価として支払われるであろう価格と定義しています。基準書第157号の適用が当社の連結計算書類に与える重要な影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	長期債権及び投資	45百万円
	有形固定資産	290百万円
	計	335百万円
担保に係る債務	短期借入金	283百万円
	計	283百万円

(2)保証債務及び保証類似行為

142,751百万円

(3)その他の包括損失累計額には、未実現有価証券評価損益、外貨換算調整額、年金負債調整額、未実現デリバティブ評価損益が含まれています。

(4)重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁閉閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定しました。課徴金の額は、当社に対し86.25百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロとなっています。しかし、当社の調査では、当社は欧州競争法に違反する行為を行っておらず、現在欧州裁判所においてこの決定を争っています。

3. モバイル放送株の放送事業終了

㈱東芝の連結子会社であるモバイル放送株式会社(以下「モバイル放送」という。)は、創業以来移動体向けデジタルメディア放送事業拡大のため、より多くの方にサービスを提供できるように努めてまいりましたが、十分な会員数獲得に至らず、事業の継続が困難な状況と判断し、当該事業の終了を決定することといたしました。モバイル放送は、2009年3月末までに全ての放送サービスを終了しました。諸手続きを経た上で解散する予定です。米国財務会計基準審議会基準書第144号「長期性資産の減損または処分に関する会計処理」に従い、モバイル放送に係る経営成績を連結損益計算書上、非継続事業として組替表示しています。但し、モバイル放送に係る資産並びに負債は、金額に重要性がないため継続事業に合算して表示しています。モバイル放送に係る主要な財務情報は以下のとおりです。

売上高及びその他の収益	1,390百万円
売上原価及び費用	25,024百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△23,634百万円
法人税等	9,855百万円
非継続事業からの当期純損失	△13,779百万円

現金及び現金同等物	143百万円
未収入金	470百万円
その他	289百万円
計	902百万円

未払金	10,631百万円
その他	91百万円
計	10,722百万円

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり当期純損失	△101円92銭
希薄化後1株当たり当期純損失	△101円92銭

1株当たり非継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり当期純損失	△ 4円26銭
希薄化後1株当たり当期純損失	△ 4円26銭

1株当たり当期純損失

基本的1株当たり当期純損失	△106円18銭
希薄化後1株当たり当期純損失	△106円18銭

5. 財務制限条項に関する注記

当社が複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約には財務制限条項が定められており、2009年3月期に係る連結財政状態により、当社が複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約に定める財務制限条項に抵触する懸念がございましたが、同決算の確定前に、当該金融機関との間で当該財務制限条項の修正を合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。



■ (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)

(単位:百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,011
投資活動によるキャッシュ・フロー	△335,308
(フリー・キャッシュ・フロー)	△351,319
財務活動によるキャッシュ・フロー	478,452
為替変動の現金及び現金同等物への影響額	△31,989
現金及び現金同等物純増減額	95,144
現金及び現金同等物期首残高	248,649
現金及び現金同等物期末残高	343,793

貸借対照表 (2009年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	1,491,349
現金及び預金	73,568
受取手形	5,460
売掛金	579,024
商品及び製品	152,219
原材料及び貯蔵品	31,159
仕掛品	129,307
前渡金	17,505
前払費用	13,549
繰延税金資産	46,862
その他の資産	514,873
貸倒引当金	△72,182
固定資産	2,054,685
有形固定資産	573,267
建物	190,361
構築物	16,986
機械及び装置	196,888
車両及び運搬具	322
工具器具及び備品	53,239
土地	48,750
リース資産	8,345
建設仮勘定	58,373
無形固定資産	47,834
ソフトウェア	37,898
リース資産	2
その他の資産	9,934
投資その他の資産	1,433,583
投資有価証券	124,124
関係会社株式	875,700
出資	4,280
関係会社出資金	111,152
長期貸付金	115,799
長期前払費用	3,328
繰延税金資産	139,379
その他の資産	60,548
貸倒引当金	△732
資産合計	3,546,035

負債の部	
流動負債	1,997,163
支払手形	3,847
買掛金	599,600
短期借入金	701,931
マーシャルペーパー	259,000
社債	71,420
リース債務	2,077
未払金	52,725
未払費用	157,478
未払法人税等	483
前受り	91,747
預り金	2,754
製品保証等引当金	4,319
工事損失引当金	3,685
関係会社事業損失引当金	39,857
その他の負債	6,236
固定負債	911,914
社債	195,010
長期借入金	518,600
リース債務	6,319
退職給付引当金	183,613
パソコンリサイクル引当金	4,041
その他の負債	4,330
負債の部合計	2,909,078
純資産の部	
株主資本	631,103
資本金	280,281
資本剰余金	268,005
資本準備金	268,005
利益剰余金	84,026
その他利益剰余金	84,026
圧縮記帳積立金	15,255
特別償却準備金	3,161
プログラム等準備金	1
繰越利益剰余金	65,608
自己株式	△1,210
評価・換算差額等	5,853
その他有価証券評価差額金	6,100
繰延ヘッジ損益	△246
純資産の部合計	636,956
負債及び純資産合計	3,546,035



■損益計算書 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)

(単位：百万円)

売 上 高	3,213,768
売 上 原 価	3,015,122
売 上 総 利 益	198,646
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	526,335
営 業 損 失	327,689
営 業 外 収 益	366,341
受 取 利 息	2,672
受 取 配 当 金	338,218
そ の 他	25,451
営 業 外 費 用	98,590
支 払 利 息	17,276
そ の 他	81,314
経 常 損 失	59,938
特 別 利 益	96,539
投 資 有 価 証 券 等 売 却 益	68,208
固 定 資 産 売 却 益	28,331
特 別 損 失	161,773
投 資 有 価 証 券 等 評 価 損	107,690
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	29,861
事 業 構 造 改 善 費 用	24,222
税 引 前 当 期 純 損 失	125,171
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△3,005
法 人 税 等 調 整 額	1,020
当 期 純 損 失	123,186

■株主資本等変動計算書 (自2008年4月1日 至2009年3月31日)

(単位：百万円)

株 主 資 本	資本金	前期末残高	280,126	
		当期変動額		
		新株の発行（新株予約権の行使）	155	
		当期変動額合計	155	
		当期末残高	280,281	
	資本剰余金	資本準備金	前期末残高	267,850
			当期変動額	
			新株の発行（新株予約権の行使）	155
			当期変動額合計	155
			当期末残高	268,005
	利益剰余金	圧縮記帳積立金	前期末残高	15,637
			当期変動額	
			圧縮記帳積立金の取崩	△381
			当期変動額合計	△381
			当期末残高	15,255
		特別償却準備金	前期末残高	6,422
			当期変動額	
			特別償却準備金の取崩	△3,261
			当期変動額合計	△3,261
			当期末残高	3,161
繰越利益剰余金	プログラム等準備金	前期末残高	6	
		当期変動額		
		プログラム等準備金の取崩	△4	
		当期変動額合計	△4	
		当期末残高	1	
	繰越利益剰余金	前期末残高	220,917	
		当期変動額		
		圧縮記帳積立金の取崩	381	
		特別償却準備金の取崩	3,261	
		プログラム等準備金の取崩	4	
繰越利益剰余金	剰余金の配当	△35,592		
	当期純損失	123,186		
	自己株式の処分	△177		
	当期変動額合計	△155,308		
	当期末残高	65,608		

株 主 資 本	自己株式	前期末残高	△1,044
		当期変動額	
		自己株式の取得	△609
		自己株式の処分	443
		当期変動額合計	△166
	株主資本合計	前期末残高	△1,210
		当期変動額	
		前期末残高	789,915
		当期変動額	
		新株の発行（新株予約権の行使）	310
		剰余金の配当	△35,592
		当期純損失	123,186
		自己株式の取得	△609
		自己株式の処分	265
		当期変動額合計	△158,812
当期末残高	631,103		
評価・換算差額等	その他有価証券評 価差額金	前期末残高	20,505
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14,405
		当期変動額合計	△14,405
		当期末残高	6,100
純 資 産 合 計	繰延ヘッジ損益	前期末残高	3
		当期変動額	
		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△250
		当期変動額合計	△250
		当期末残高	△246
	純 資 産 合 計	前期末残高	810,424
		当期変動額	
		新株の発行（新株予約権の行使）	310
		剰余金の配当	△35,592
		当期純損失	123,186
純 資 産 合 計	自己株式の取得	△609	
	自己株式の処分	265	
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△14,655	
	当期変動額合計	△173,467	
	当期末残高	636,956	



個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）
時価のないもの……移動平均法による原価法
- (2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……時価法
- (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品……個別法による原価法又は移動平均法による原価法
仕掛品……個別法による原価法又は総平均法による原価法
原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法
貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。
（会計処理の変更）
当期から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しています。棚卸資産のうち保守・サービス部品等の費用化は、より適切に収益と対応させるため、保守期間等の合理的な期間で定期的に帳簿価額を切り下げることとしました。これにより、従来の会計処理に比べ、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は5,256百万円それぞれ増加しています。
- (4)固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用していますが、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械及び装置が3～18年です。
（追加情報）
法人税法の改正による法定耐用年数の変更を契機に、当期から当社の保有する一部の製造設備について、耐用年数の短縮を行っています。これにより、従来の会計処理に比べ、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は5,233百万円それぞれ増加しています。
無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間（3年以内）に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
（会計処理の変更）
当期から「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日、平成19年3月30日改正）を適用しています。これによる損益に与える影響はありません。
- (5)引当金の計上基準
貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
製品保証等引当金
製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。
工事損失引当金
当期末において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しています。
関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担する額が見込まれる額を引当計上しています。
退職給付引当金
退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生時の翌期から費用処理しています。
パソコンリサイクル引当金
パソコンのリサイクルに対する費用に充てるため、リサイクル費用見込額を販売実績を基礎に計上しています。
（追加情報）
国内における家庭用パソコンのリサイクル制度の開始から5年が経過し、出荷台数と回収率を基にリサイクル費用見込額をより合理的に算定することが可能となったため、当期において引当金額の見積りを変更しました。過年度の修正額2,119百万円は営業外収益に計上しています。
- (6)収益及び費用の計上基準
当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しています。
（会計処理の変更）
従来、工事進行基準は「工期2年以上、請負金額10億円以上」の長期請負工事に適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）が平成21年4月1日より前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当期からこれらの会計基準等を早期適用しています。これにより、従来の会計処理に比べ、売上高は39,425百



万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は7,755百万円それぞれ減少しています。なお、過年度の工事の進捗部分についてもこれらの会計基準等を適用しており、これによる工事収益及び工事原価への影響は軽微です。

(7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等
ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8)消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10)記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

長期貸付金 27百万円
関係会社株式 18百万円

上記の資産は関係会社の借入金180百万円に係る担保です。

(2)有形固定資産減価償却累計額

1,603,768百万円

(3)保証債務及び保証類似行為

発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位：百万円)

被保証者	保証債務及び保証類似行為残高
ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	418,278
フラッシュパートナーズ(南)	60,381
フラッシュアライアンス(南)	57,885
東芝キャピタル(株)	55,758
その他	82,206
合 計	674,509

(4)重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定しました。課徴金の額は、当社に対し86.25百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロとなっています。しかし、当社の調査では、当社は欧州競争法に違反する行為を行っておらず、現在欧州裁判所においてこの決定を争っています。

(5)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 696,630百万円
長期金銭債権 123,659百万円
短期金銭債務 589,360百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社に対する売上高 2,121,981百万円

(2)関係会社からの仕入高 1,992,796百万円

(3)関係会社との営業取引以外の取引高 483,647百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,237,602,026株

(2)当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,910,852株

(3)剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2008年4月25日取締役会	19,413百万円	6円00銭	2008年3月31日	2008年6月2日
2008年10月29日取締役会	16,178百万円	5円00銭	2008年9月30日	2008年12月1日
2009年5月8日取締役会(予定)	0百万円	0円	2009年3月31日	-

(4)当期末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる種類及び株式数
普通株式 245,857,398株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、租税特別措置法に基づく積立金の積立、その他有価証券評価差額等です。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の 所有割合(注1)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝キャピタル・アジア社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	373,455	売掛金	22,572
子会社	東芝インターナショナルファイナンス英国社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	379,925	売掛金	12,398
				資金の借入(注4)	-	短期借入金	18,000
子会社	東芝アメリカ情報システム社	所有 100.0%	当社製品の販売等	利息の支払(注4)	193	未払費用	0
				当社製品の販売(注3)	237,306	売掛金	37,961
子会社	東芝キャピタル(株)	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	その他の流動資産	119,000
				利息の受取(注4)	601	長期貸付金	10,000
				債務保証等	55,758	その他の流動資産	19
子会社	モバイル放送(株)	所有 90.0%	資金の貸付等	債務保証等	-	その他の流動資産	51,450
				資金の貸付(注4)	413	その他の流動資産	0
子会社	東芝国際調達台湾社	所有 100.0%	仕入等	仕入(注5)	898,016	買掛金	156,041
子会社	東芝プラントシステム(株)	所有 61.6%	仕入等	仕入(注5)	80,703	買掛金	48,818
子会社	東芝アメリカキャピタル社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の借入(注4)	-	短期借入金	75,885
				利息の支払(注4)	580	未払費用	0
子会社	ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社	所有 100.0% (注2)	債務保証等	債務保証等	418,278	-	-
関連会社	フラッシュパートナーズ(有)	所有 50.1%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	長期貸付金	62,050
				利息の受取(注4)	905	その他の流動資産	0
				債務保証等	60,381	-	-
関連会社	フラッシュアライアンス(有)	所有 50.1%	資金の貸付等	資金の貸付(注4)	-	長期貸付金	43,100
				利息の受取(注4)	194	その他の流動資産	0
				債務保証等	57,885	-	-
関連会社	東芝ファイナンス(株)	所有 35.0%	債務の支払代行等	債務の支払代行	322,866	買掛金	76,498

(注) 1. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。

2. 当社の子会社が議決権の67%を有する東芝原子力エナジーホールディングス(米国)社がウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社の議決権の全部を有しています。

3. 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

5. 仕入については、市場価格を勘案して一般の取引条件と同様に決定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 196円85銭
(2)1株当たり当期純損失 38円07銭

8. 財務制限条項に関する注記

当社が複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約には財務制限条項が定められており、2009年3月期に係る連結財政状態により、当社が複数の金融機関との間で締結している借入れに係る契約に定める財務制限条項に抵触する懸念がりましたが、同決算の確定前に、当該金融機関との間で当該財務制限条項の修正を合意しており、現在では当該財務制限条項への抵触は回避されております。

会計監査人監査報告書（連結計算書類）

謄本

独立監査人の監査報告書

2009年5月1日

株式会社東芝
代表執行役社長 西田 厚聰 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 塚 達 郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 尾 宏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 村 純 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 原 仁 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東芝の2008年4月1日から2009年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（連結注記表の1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(1)参照）に準拠して、株式会社東芝及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監査委員会監査報告書（連結計算書類）

謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2008年4月1日から2009年3月31日までの第170期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2009年5月7日

株式会社東芝 監査委員会

監査委員(常勤) 古 口 榮 男 ㊟

監査委員(常勤) 小 林 利 治 ㊟

監査委員 清 水 湛 ㊟

監査委員 古 沢 熙一郎 ㊟

監査委員 平 林 博 ㊟

(注) 監査委員清水湛、古沢熙一郎及び平林博は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。



会計監査人監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

2009年5月1日

株式会社 東 芝
代表執行役社長 西田 厚聰 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 塚 達 郎 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 尾 宏 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 村 純 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 原 仁 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東芝の2008年4月1日から2009年3月31日までの第170期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監査委員会監査報告書

謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2008年4月1日から2009年3月31日までの第170期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策」（会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策」のうち「基本方針の内容」は相当であると認めます。事業報告に記載されている「基本方針の実現に資する特別な取組み」及び「基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）」（会社法施行規則第127条第2号の各取組み）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2009年5月7日

株式会社東芝 監査委員会

監査委員(常勤)	古	口	榮	男	Ⓔ
監査委員(常勤)	小	林	利	治	Ⓔ
監査委員	清	水	滉		Ⓔ
監査委員	古	沢	熙一郎		Ⓔ
監査委員	平	林	博		Ⓔ

(注) 監査委員清水滉、古沢熙一郎及び平林博は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

